

## ○多古町入札約款

(平成 19 年 12 月 28 日告示第 99 号)

改正 平成 21 年 6 月 2 日告示第 72 号 平成 23 年 8 月 16 日告示第 77 号  
平成 23 年 9 月 1 日告示第 84 号 平成 25 年 3 月 22 日告示第 29 号

### (目的)

第 1 条 多古町の発注に係る工事又は製造の請負その他の請負契約及び物件の買入れその他の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。)及び多古町財務規則(昭和 59 年多古町規則第 2 号。以下「規則」という。)等その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第 2 条 入札参加資格のある旨の通知を受けた者又は指名競争入札に係る通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義あるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第 1 号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第 2 号様式による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第 3 号様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、自治令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札金額見積工事費等内訳書の提出)

第 3 条 多古町建設工事等入札予定価格の事前公表実施要領（平成 19 年多古町告示第 98 号）第 5 条第 3 号の規定により、入札参加者から当該入札書に記載した金額の内訳として、入札金額見積工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。

- 2 入札参加者は、前項の規定により内訳書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(入札辞退)

第4条 入札参加者は、入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届(別記第4号様式)を総務課長に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

- (2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、総務課長に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

- 4 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、これを撤回することはできない。

- 5 入札を辞退した者に対して、多古町が入札辞退の理由及び見積り等に関する調査を行う場合がある。入札を辞退した者は、当該調査に協力しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 誓約書を提出しない者のした入札

- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)

- (5) 記名押印を欠く入札

- (6) 金額を訂正した入札

- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (8) 明らかに連合であると認められる入札

- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

- (10) 予定価格を入札執行前に公表したものにあっては、予定価格を超える入札

- (11) 内訳書の提出を求めたものにあつては、内訳書の提出のない入札又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (12) 入札書の金額と内訳書のア金額が異なる入札（再度入札を行つた場合を除く。）
- (13) 入札書の金額が0円の入札
- (14) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格以上の金額による入札書を提出した者のした入札
- (15) 低入札価格調査を行う場合において、事情聴取に協力しない者又は調査のために提出の指示を受けた書類を期限までに提出しない者のした入札
- (16) 総合評価方式による入札の場合において、期限までに技術提案等資料を提出しなかつた者のした入札
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札  
(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る入札
- (3) 低入札価格調査により当該入札価格では契約の内容に適合した履行がなされないと認められた者のした入札  
(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき。
- (2) 総合評価方式による入札の場合において、価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を後日決定する必要があるとき。
- (3) 入札を執行する者が特に必要と判断したとき。  
(落札者の決定)

第9条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行つた者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けた場合において、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされないと認められる調査対象者を除き、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる調査対象者がいないときは、調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 第1項ただし書の場合において、調査対象者は、低入札価格調査に協力しなければならない。
- 4 総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合は、第1項及び第2項のうち、「最低の価格をもって入札した者」とあるのは、「価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えて落札者とする。
- 5 第1項及び前項で定める契約以外の入札においては、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札をした者又は価格その他の条件が多古町にとって最も有利なものをもって申込みをした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないとき又は第9条第1項ただし書の規定により調査した結果、調査対象者を落札者としなない場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度の入札の回数は、原則として1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、再度入札は行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第9条第1項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。なお、入札が無効又は失格になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約(多古町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例(昭和39年多古町条例第10号)第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。)を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。

(契約の保証)

第13条 工事の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結にあたり、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、契約金額が調査基準価格を下回る場合は、契約金額の100分の30以上の額とする。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第14条 前条第1項第4号及び第5号に規定する契約保証金等は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第16条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年6月2日告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年8月16日告示第77号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 1 日告示第 84 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日告示第 29 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 2 条第 2 項)

入札書

入札書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 2 条第 3 項)

委任状

委任状

[別紙参照]

第 3 号様式(第 2 条第 4 項)

誓約書

誓約書

[別紙参照]

第 4 号様式(第 4 条第 2 項第 1 号)

入札辞退届

入札辞退届

[別紙参照]